

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務時間に関する規程

平成4年4月1日訓令第1号

改正 平成5年2月23日訓令第1号

令和2年10月28日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間については、別に定めがあるものを除き、職員の勤務時間に関する規程（昭和58年矢巾町訓令第1号）の適用（同規程第4条及び第5条の規定を除く。）を受ける職員の例による。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「管理者」と、「所属長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(補則)

第3条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務時間について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月23日訓令第1号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日訓令第5号）

この訓令は、令和2年10月28日から施行する。